

○白山市特別職報酬等審議会条例

平成 1 7 年 2 月 1 日

条例第 5 5 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議するため、白山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(意見の聴取)

第 2 条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、報酬等の額の適否について審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 5 人をもって組織し、その委員は、白山市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 2 3 日条例第 8 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、改正後の白山市職員定数条例、白山市特別職報酬等審議会条例、白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例、白山市職員等の旅費に関する条例、白山市職員倫理条例及び市長等の給与の特例に関する条例の規定は適用せず、改正前の白山市職員定数条例、白山市特別職報酬等審議会条例、白山市常勤の特別職の職員の給与に関する条例、白山市職員等の旅費に関する条例、白山市職員倫理条例及び市長等の給与の特例に関する条例（以下「改正前の各条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の各条例の規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則（平成20年9月9日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第6号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(白山市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 在職特例期間については、第4条の規定による改正後の白山市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の白山市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和7年3月25日条例第8号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。